

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恕心福社会（以下「法人」という。）の役員等報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等に対しては、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長 月額 600,000円
- (2) 業務執行理事 月額 300,000円
- (3) 理事及び監事 月額 20,000円（施設長職除く）

2 その他の役員等に対して報酬は支給しないものとする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 理事会（監事監査含む）及び評議員会、その他法人が行う会議等への出席の費用弁償額は、1日につき10,000円とする。

但し、役員等のうち職員給与を支給している役員等及び第2条の報酬を支給する役員等には本項は適用しない。

3 法人業務のための旅行の場合は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

宿泊料 1泊につき15,000円

食卓料 1回につき昼食1,000円、夕食2,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

付 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成29年 6月17日から改正施行する。

この規程は、令和 元年 6月15日から改正施行する。